



2019年1月30日

各 位

会 社 名 フォスター電機株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 吉澤 博三  
(コード：6794 東証1部)  
問 合 せ 先 IR・法務部長 山本 有三  
(TEL：042-546-2305)

## 当社の従業員並びに当社子会社等の役員及び従業員に対する 譲渡制限付株式制度の導入に関するお知らせ

当社は、2019年1月30日開催の取締役会において、一定の条件を満たす当社の従業員並びに当社子会社等の役員及び従業員（以下、「従業員等」といいます）を対象に、譲渡制限付株式制度（以下、「本制度」といいます）を導入することを決議しましたので、お知らせします。

### 1. 本制度の導入目的

当社は2019年6月20日に創業70周年を迎えますが、さらに100年企業に向けて全社一丸となって職務を遂行し、企業価値の持続的な向上に取り組んでいます。本制度は、当社の企業価値の持続的な向上を図るため従業員へのインセンティブを強化し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

### 2. 本制度の概要

#### (1) 割当対象者

本制度の割当対象となる従業員等は2019年4月1日に在籍している者であって、譲渡制限付株式の付与を決定する時点において割当てを希望する従業員等を予定しています。割当てを希望する従業員等には、当社又は当社の子会社等から現物出資に充てるための金銭債権が支給されますが、これにより賃金が減額されることはありません。

#### (2) その他

本制度にて割当てる株式は、当社が保有する自己株式にて行い、割当て時期は2019年12月を予定しております。また、具体的な割当株式数、割当対象者の要件、その他の本制度の具体的な内容については、2019年6月開催の取締役会において決定することを予定しています。

以 上